

財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	手許現金		手許現金			937,000
普通預金	淡路信用金庫/志筑支店		社会福祉事業に要する			21,056,795
			小計			21,993,795
未収金	未収金		社会福祉事業に要する			81,468,412
立替金	立替金		社会福祉事業に要する			408,752
貸付事業等貸付金	貸付事業等貸付金		社会福祉事業に要する			739,840
短期貸付金	短期貸付金		社会福祉事業に要する			600,000
	流動資産合計			0	0	105,210,799
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	定期預金		社会福祉事業に要する			5,000,000
	基本財産合計			0	0	5,000,000
(2) その他の固定資産						
土地	土地		社会福祉事業に要する			9,370,700
建物	建物	2014年度	社会福祉事業に要する	74,057,350	0	74,057,350
	建物付属設備	2014年度	社会福祉事業に要する	34,789,259	0	34,789,259
			小計			108,846,609
構築物	構築物		社会福祉事業に要する	3,594,726	0	3,594,726
機械及び装置	機械装置		社会福祉事業に要する	11,342,810	0	11,342,810
車両運搬具	車両運搬具		社会福祉事業に要する	9,810,052	0	9,810,052
器具及び備品	器具及び備品		社会福祉事業に要する	11,999,365	0	11,999,365
減価償却累計額	減価償却累計額		社会福祉事業に要する			-4,203,487
退職共済預け金	退職共済預け金		社会福祉事業に要する			110,038,140
地域福祉積立預金	地域福祉積立預金		社会福祉事業に要する			88,387,969
事業運営安定化積立預金	事業運営安定化積立預金		社会福祉事業に要する			46,200,000
稲家基金積立預金	稲家基金積立預金		社会福祉事業に要する			18,700,000
ひまわり就労積立預金	ひまわり就労積立預金		社会福祉事業に要する			563,000
竹の子就労積立預金	竹の子就労積立預金		社会福祉事業に要する			183,000
あいあい就労積立預金	あいあい就労積立預金		社会福祉事業に要する			166,000
ぼれぼれ就労積立預金	ぼれぼれ就労積立預金		社会福祉事業に要する			151,000
うどん屋就労積立預金	うどん屋就労積立預金		社会福祉事業に要する			410,000
長期貸付金	生活つなぎ資金		社会福祉事業に要する			685,000
	その他		社会福祉事業に要する			7,000
			小計			692,000
差入保証金	差入保証金		社会福祉事業に要する			110,000
	その他の固定資産合計			145,593,562	0	416,361,884
	固定資産合計			145,593,562	0	421,361,884
	資産合計			145,593,562	0	526,572,683
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	短期運営資金借入金					10,000,000
事業未払金	事業未払金					40,318,311
預り金	預り金					6,222,896
職員預り金	社会保険料					1,893,997
	源泉所得税					300,094
	住民税					437,600
	互助会					14,900
	職員互助会					-180,400
	その他					-5,228,316
			小計			-2,762,125
	流動負債合計			0	0	53,779,082
2 固定負債						
退職給付引当金	退職給付引当金					132,813,880
	固定負債合計			0	0	132,813,880
	負債合計			0	0	186,592,962
	差引純資産			145,593,562	0	339,979,721

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてののみ「取得年度」欄に記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてののみ「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。